

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

(変更)

			資料番号	6-2	担当課	長寿介護課
法令名	社会福祉士及び介護福祉士法	根拠条項	附則第11条第2項	許認可等の内容	認定特定行為業務従事者の認定	
<p>○社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和62年法律第30号)</p> <p>附則第11条</p> <p>2 認定特定行為業務従事者認定証は、介護の業務に従事する者に対して認定特定行為業務従事者となるのに必要な知識及び技能を修得させるため、都道府県知事又はその登録を受けた者 (以下「登録研修機関」という。) が行う研修 (以下「喀痰吸引等研修」という。) の課程を修了したと都道府県知事が認定した者でなければ、その交付を受けることができない。</p>						